

信託商品専用定期預金

令和2年6月1日現在

商品名 (愛称)	信託商品専用定期預金「そらちのこころ」
販売対象	当金庫で個人向け信託商品「こころのバトン」※、「こころのリボン」※のどちらかをご契約の方。 ※個人向け信託商品は信金中央金庫の商品であり、当金庫の商品ではありません。当金庫は信金中央金庫の信託契約代理店として媒介します。
期間	1年
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	(1) 一括預入 (2) 100万円以上かつ個人向け信託商品の信託金額の範囲内 (3) 10万円単位
払戻方法	満期日以後に一括して払戻します。
利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法	(1) 固定金利年0.20%とする。ただし、金利情勢の変化により適用利率は見直しする場合があります。 自動継続後は、継続時のスーパー定期預金の店頭表示金利が適用されます。 (2) 満期日以後に一括して支払います。 (3) 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
税金	・利息には復興特別所得税を含め、税率20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。ただし、マル優をご利用の場合は除きます。
特約事項	・原則自動継続型となりますが、預入金額1,000万円以上の場合は自動継続とはなりません。 ・「総合口座」の担保とすることができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率）。 ・マル優もご利用いただけます。
中途解約時の取扱い	・原則として満期日前に解約することができません。 ・満期日前に解約する場合は、別紙「定期預金の中途解約利息一覧」の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います。
金利情報の入手方法	・金利は当金庫ウェブサイトをご覧ください。または窓口へご照会ください。
その他参考となる事項	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）。
苦情処理措置 紛争解決措置	・お客さまからの相談・苦情・紛争等につきましては「苦情処理措置・紛争解決措置について（預・融・共通）」をご覧ください。